

第2章 中国の障害者教育法制の現状と課題

著者	小林 昌之
権利	Copyrights 日本貿易振興機構（ジェトロ）アジア経済研究所 / Institute of Developing Economies, Japan External Trade Organization (IDE-JETRO) http://www.ide.go.jp
シリーズタイトル	アジ研選書
シリーズ番号	38
雑誌名	アジアの障害者教育法制：インクルーシブ教育実現の課題
ページ	53-82
発行年	2015
出版者	日本貿易振興機構アジア経済研究所
URL	http://doi.org/10.20561/00031720

第2章

中国の障害者教育法制の現状と課題

小林 昌之

はじめに

2006年に実施された第2次全国障害者サンプル調査によれば、中国には人口の6.34パーセント、8296万人の障害者がいると推計されている。障害者のいる世帯数は7050万戸であり、全世帯の2割近くに及ぶ。15歳以上の障害者の非識字率は1987年の第1次調査の59パーセントから2006年の第2次調査では43パーセントに改善したものの、中国全体の非識字率9パーセントと比較すると高い。また、非障害者と比較した場合、障害者の教育水準は依然として低く、格差が大きいことが判明している（小林 2010a）。

1990年に制定された障害者保障法では障害者教育に関する一章が設けられ、それを実施するために1994年に障害者教育条例が制定されている。中国はまた、2008年8月に障害者の権利に関する条約（以下、障害者権利条約）を批准し、履行の義務を負う締約国となっている。締約後に中国から提出された履行状況の報告に対して、国連の障害者権利委員会は総括所見のなかで、中国には特殊学校が多く、政府の方針が特殊学校の拡大におかれていると懸念を示し、特定の障害児童以外は普通学校に通うことができず、特殊学校への就学を強制されていると憂慮を表明した。そして委員会はインクルージョンが条約のキーコンセプトであり、より多くの障害児童の普通学校への就学を保障するために資源を特殊教育から普通学校でのインクルーシブ教育促進に再配分するよう中国に勧告した⁽¹⁾。

中国は障害者権利条約が謳っている障害者の教育の権利、教育における差別の禁止、インクルーシブ教育をどのように実現しようとしているのか。障害者権利条約の総括所見が指摘するように、中国の障害者教育は特殊教育に偏向しているのか。以下本章では、中国の障害者教育法制が障害者権利条約の定める教育の権利と整合性ある方向に向かっているのか明らかにする。このために、まず中国の障害者の就学状況を概観したうえで、障害者教育に関連する政策と立法、とくに障害者立法の核である障害者保障法と障害者教育条例を検討し、最後にこれらと障害者権利条約との整合性を考察する。

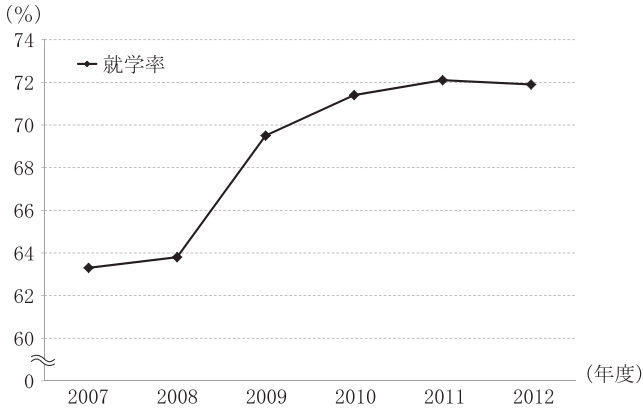
第1節 障害者の就学状況

2006年の第2次調査をふまえ、中国障害者連合会は「小康社会」（ややゆとりのある社会）の全面的建設という政策⁽²⁾遂行のために、「全国障害者状況観測指標」⁽³⁾を2006年に制定し、障害者の生存、発展、環境状況について継続的なモニター調査を開始した。2007年以降、毎年主要データに関する報告が発表されている。中国全体での義務教育入学率は100パーセントに近づいているなか、2013年のモニター調査では、学齢障害児童の義務教育就学率は72パーセントにとどまっていることが報告されている（中国残疾人联合会研究室・北京大学人口研究所・国家统计局統計科学研究所 2013, 8）。2007年のモニター調査開始時からは10ポイント近く改善しているものの、「小康社会」の目標としている95パーセントにはほど遠いのが現状となっている（図2-1）。

18歳以上の障害者の教育程度については、就学経験のない障害者の割合が減少し、小・中学校の義務教育修了者は着実に増加しているものの、高校、大学などの学歴の高度化には至っていない（図2-2）。

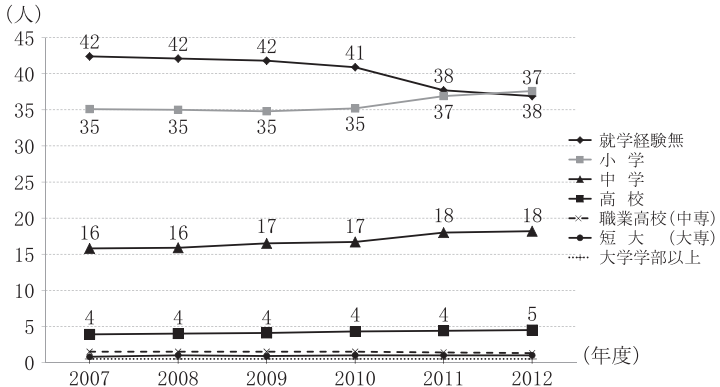
中国障害者連合会が毎年「中国障害者事業発展統計報告」として発表している義務教育段階の未入学学齢障害児童の人数をみると、2003年の30.6万人から2013年には9.1万人と着実に減少しており（図2-3）、モニター調査の

図2-1 6～14歳の障害児童の義務教育就学率



(出所) 中国残疾人联合会研究室・北京大学人口研究所・国家统计局統計科学研究所 (2013, 8) を基に筆者作成。

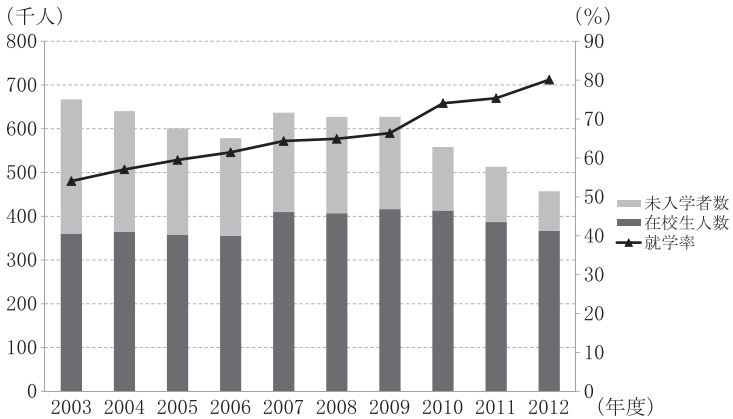
図2-2 18歳以上の障害者の教育程度



(出所) 中国残疾人联合会研究室・北京大学人口研究所・国家统计局統計科学研究所 (2013, 9) を基に筆者作成。

結果を裏書きしている。この未入学者数と教育部が「特殊教育基本情況」として公表している普通学校・特殊教育学校等に在籍する障害児童数を用いて就学率を推計すると、2003年には54パーセントであった就学率が2012年には80パーセントとなり緩やかではあるが一貫して上昇していることがわ

図2-3 就学者数の変化



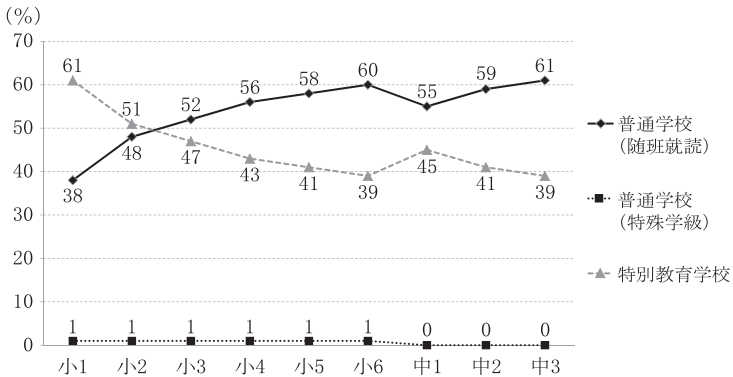
(出所) 教育部発展規劃司(各年版)を基に筆者作成。

かる。しかし、なお義務教育学齡期にある障害児童の少なくとも2割、9万人以上が受けるべき教育をまったく享受できておらず依然として大きな課題となっている。

後述するように、障害児童の教育方式は、普通教育および特殊教育が予定されている。普通教育学校(普通学校)では普通学級に障害児童を在籍させ非障害児童と一緒に学ばせる「随班就讀」(suiban jiudu)と障害児童を集めた特殊学級が附設され、そのほか障害種別および総合的な特殊教育学校が存在する。教育部の統計では、2012年の特殊教育学校の数には1853校であった(うち視覚障害32校、聴覚障害456校、知的障害408校、その他障害957校)⁽⁴⁾。また、普通小学校附設の特殊学級の数には448学級(うち、視覚障害21学級、聴覚障害41学級、知的障害341学級)、普通(または職業)中学校附設の特殊学級の数には25学級(うち聴覚障害6学級、知的障害24学級)であった(教育部発展規劃司 2013)⁽⁵⁾。

2013年に就学していた障害児童が在籍する学校の種別割合は図2-4のとおりである。普通学校の普通学級(随班就讀)に在籍している生徒は、小学校1年生当初全体の38パーセントであったものが、学年が上がるごとに比率が高まり、小学校6年生では全体の60パーセントとなっている。他方、特

図2-4 障害児童が就学する学校の種別割合（2012年度）



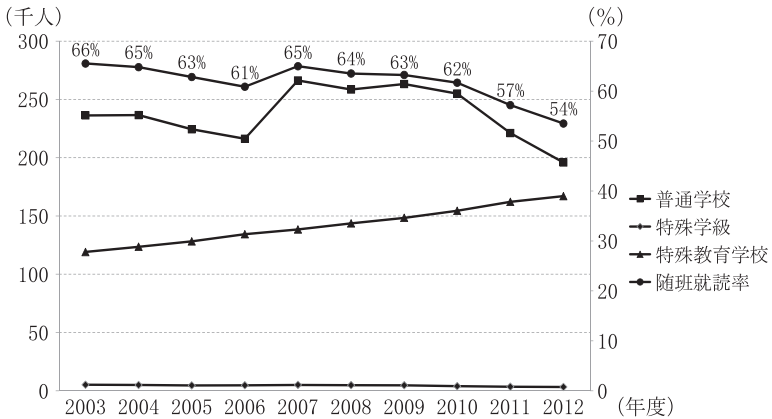
(出所) 教育部発展規劃司 (2013) を基に筆者作成。

特殊教育学校に在籍する生徒は、小学校1年生当初61パーセントであったものが小学校6年生では39パーセントに低下している。学年が上がるにつれ普通学校在籍者の割合が増加していくの是一見すると特殊教育学校から普通学校へのいわゆるインテグレーション（統合教育）が順調に進められているように読み取れる。

しかし、経年で学校種別の就学者数の変化（図2-5）をみると必ずしも特殊教育学校から普通学校へ障害児童が移動した結果でないことがわかる。特殊教育学校の在籍者数は、2003年の11.9万人からほぼ一定比率で上昇し、2012年には16.7万人に達し、むしろ増加している。逆に、普通学校における障害児童の数は2003年の23.6万人から一時は26.6万人に達するものの、その年をピークに下降し2012年には19.6万人に減少している。各学校種別のうち普通学校において「随班就読」の形で学んでいる障害児童の割合を求めると、2003年の66パーセントから2012年には54パーセントと減少している。したがって、統計からみると中国の障害者教育は特殊教育学校から普通学校へのインテグレーションやインクルーシブ教育に向かう趨勢にはなく、特殊教育学校での受入れ強化の方向にあることがうかがえる。

これに関して、教育部直属の中国教育科学院の彭等（2013）は、これまで6割を維持してきた普通学校での「随班就読」が2011年に下降した一因は、

図2-5 学校種別の就学者数の変化



(出所) 教育部發展規劃司 (各年版) を基に筆者作成。

政府による特殊教育学校の増築・新築政策の強化にあるとしており (彭等 2013, 54), 今後もこの傾向が続くことが示唆される。また, 全体として学年が高くなるほど, とくに5年生以上になると実際に在籍している障害児童の数は少なくなり, 下降傾向にあることを指摘している (彭等 2013, 10)。その一因は, 政府による普通学校の「随班就読」生に対する財政支援の不足から障害児童の休学や中途退学が年々増加していることが挙げられている。さらに, 別の国家政策として, 農村や郷鎮に点在する小規模の学校を併合するいわゆる「撤点并校」政策が進められた結果, これまで通うことのできていた近くの普通学校が閉鎖され, 指定された遠くの学校には行くことが困難となり就学できなくなった障害児童もいると分析する (彭等 2013, 194)。

以上のとおり, 中国における義務教育学齢期の障害児童の就学率は年々改善しているものの, なお少なくとも2割が未就学状態にあり課題となっている。中国政府は, 障害児童の就学先確保の方針として普通学校でのインクルーシブ教育ではなく, 特殊教育学校での受入れを強化する方向にあることがうかがわれる。この点において国連の障害者権利委員会が総括所見のなかで指摘した懸念は失当でない。特殊教育学校に資源が傾注された

結果、普通学校で学ぶ障害児童にはニーズに合わせた合理的配慮が提供されず、甚だしい場合には義務教育を修了する前に退学を余儀なくされていることが示唆される。

第2節 障害者教育の政策と立法の変遷

1. 政策・計画

中国共産党の意見や決定などの方針に基づき、国務院および関連行政部門によって障害者教育関連の政策文書が出されてきた(表2-1)。1989年に国家教育委員会、国家計画委員会、民政部、財政部、人事部、労働部、衛生部および中国障害者連合会が国務院の承認を経て共同で発布した「特殊教育の発展に関する若干の意見」⁽⁶⁾は、当時の障害者教育の実情を確認したうえで、当面の方針を決定している。視覚障害および聴覚障害のある学齢児童の入学率は6パーセントに満たないとして、障害児童・少年に対する特殊教育の遅れは、初等教育普及の最も脆弱な箇所であるとの認識を示している。そこで、特殊教育の発展は普及と質の向上を結び付け、とくに普及に重点をおくことを原則とすることを謳った。当面、特殊教育事業発展の基本方針は、初等教育および職業技術教育を固めることに重点をおき、積極的に就学前教育を展開し、徐々に中等教育と高等教育を発展させることが定められた。

その後、2001年に「第10期5カ年計画期間に特殊教育の改革と発展をさらに推進することに関する意見」⁽⁷⁾が提出され、最新の意見は2009年の「特殊教育事業の発展をさらに加速することに関する意見」⁽⁸⁾となっている。本意見も、国務院の同意を得て、教育部、発展改革委員会、民政部、財政部、人力資源社会保障部、衛生部、中央機構編成委員会辦公室、中国障害者連合会が共同で出した通知であり、当面の特殊教育事業の発展についての意見となっている。

ここでは、障害児童・少年の義務教育普及水準の全面的な向上と障害者

表2-1 障害者教育関連の主要な法律・政策

年	法律・政策
1982	憲法
1985	「教育体制改革の決定」
1986	義務教育法
1989	「特殊教育の発展に関する若干の意見」
1990	障害者保障法
1994	障害児童少年「随班就読」事業を展開することに関する試行規則 障害者教育条例
1995	教育法
2001	「第10期5カ年計画期間に特殊教育の改革と発展をさらに推進することに関する意見」
2006	義務教育法（改正）
2007	障害者権利条約（署名）
2008	障害者保障法（改正） 障害者権利条約（批准）
2009	「特殊教育事業の発展をさらに加速することに関する意見」
2010	「国家中長期教育改革・発展計画綱要（2010～2020年）」
2011	「中国障害者事業第“12・5”発展綱要」
2014	「特殊教育向上計画（2014～2016年）」

（出所）筆者作成。

教育体制の改善，特殊教育経費の保障メカニズムの改善と特殊教育の保障水準の向上，特殊教育の焦点の強化と障害学生の総体的素質の向上などについて意見が提出されている。障害児童・少年の義務教育普及については、地域別の目標が記されている。たとえば、都市および経済が発達した地区では、学齢の視覚・聴覚・知的障害児童・少年の入学率は当該地区の非障害児童・少年の入学率に基本的に到達させること，9年制義務教育の普及（普九）を達成した中西部の農村地区では、障害児童・少年の入学率を毎年向上させること，9年制義務教育の普及を達成していない地区では、障害児童・少年の義務教育を9年制義務教育の普及の重点内容とし、障害児童・少年の入学率を70パーセント前後に到達させることが掲げられた。また、上記の対象となっている視覚・聴覚・知的障害児童・少年以外の重度肢体障害、重度知的障害、自閉症、脳性麻痺および重複障害児童・少年に対しては、多様な形式をもって義務教育を実施できるよう積極的に条件を作り出していくべきことが示された。

特殊教育学校の建設強化も謳われ、国家は中西部地区の特殊教育学校の建設を支持し、30万以上の人口または障害児童・少年の対象が比較的多い、特殊教育学校をいまだ有さない県は、単独の特殊教育学校を1校建設するなどの方針が示された。また、障害児童・少年を普通学級のなかで学ばせる「随班就読」については、県・区レベルの「随班就読」支援保障体制の確立と改善の推進に重点をおき、義務教育を実施しているすべての学校は積極的に条件を作り出して普通教育を受ける能力のある障害ある学齢児童・少年を受け入れ、規模を絶えず拡大すべきであることが示された。「随班就読」の質の向上については、特殊教育学校が定期的に普通学校に教師を派遣して「随班就読」業務を巡回指導する制度を確立することが提案されている。

2010年7月に打ち出された「国家中長期教育改革・発展計画綱要（2010～2020年）」⁽⁹⁾は、教育全体の国家方針を定めたものであり、特殊教育についてはわずかに規定するにとどまるものの、その後の障害者事業発展綱要の根柢のひとつとなっている。ここでは、特殊教育に配慮・支持すること⁽¹⁰⁾、特殊教育システムを改善すること、特殊教育の保障メカニズムを健全化することが謳われている。とくに特殊教育システムの改善では、2020年には、市（地）および人口30万人以上で、障害児童・少年が比較的多い県（市）のすべてに特殊教育学校が1校あることを基本的に実現すること。各レベルの各種学校は積極的に条件を作り出し障害者の入学を受け入れ、「随班就読」および普通学校の特殊学級の規模を絶えず拡大すること。全面的に障害児童・少年の義務教育普及水準を向上させ、障害者における高校段階の教育の発展を加速させ、障害者の職業教育を大いに推進し、障害者の高等教育の発展を重視すること。障害児童の就学前教育を適地適作で発展させることが示された。

現行の障害者事業計画は、2011年から2016年までの「中国障害者事業第“12・5”発展綱要」⁽¹¹⁾である。障害者事業は1988年に制定された「中国障害者事業5年工作綱要（1988～1992年）」から開始され、その後は国家全体の方針を定める国民経済社会発展計画綱要に合わせて5年ごとに国务院が作成している。第12次5カ年計画は従来の方針を踏襲し、期間中に実施され

るべき目標や主要任務および政策措置を定めている。

その範囲は、社会保障、リハビリテーション、教育、就業、貧困解決、扶養、文化、体育、バリアフリー環境、法制建設・権利擁護、障害予防、障害者組織などに及び、数値目標が設定可能なものについては具体的な数値が掲げられている。教育に関して定められた主要任務は、①障害者の教育体制を改善し、保障メカニズムを健全化し、障害者が受ける教育水準を向上させること、②学齢障害児童・少年が義務教育をあまねく受け、障害児童・少年の義務教育の質を向上させること、③障害児童の就学前リハビリテーション教育を発展させること、障害者職業教育を大いに発展させ、障害者の高校段階の教育および高等教育の発展を加速させること、④青壮年の障害者の非識字者を減少させること、などである。

政策措置としては、「障害者教育条例」、「国家中長期教育改革・発展計画綱要（2010～2020年）」および「特殊教育事業の発展をさらに加速することに関する意見」を確実に実施し、就学前教育から高等教育までの障害者教育システムを確立し、特殊教育の保障メカニズムを健全化し、特殊教育を国家教育監督・指導システムならびに教育評価システムに組み込み、障害者の教育を受ける権利を保障することが掲げられている。

障害者の義務教育を基本公共サービス体系に組み込むことに関して、綱要は次のように定める。特殊教育学校を骨幹とし、「随班就読」と特殊教育学級を主体とする障害児童・少年の義務教育体系を引き続き改善し、普及を加速させ、かつ、学齢障害児童・少年の義務教育の水準を向上させる。コミュニティー教育・訪問教育・越境生徒の募集・専門学校設立などの形式をとり、学齢の重度肢体障害、重度知的障害、自閉症、脳性麻痺および重複障害児童・少年に対して義務教育を実施する。障害児童・少年「随班就読」支援保障システムを確立し、条件のある教育機構に特殊教育リソース・センターの設立を託し、それにより特殊教育学校および普通学校を先導し、「随班就読」の質を向上させる。

その後、2014年に発表された教育部、発展改革委員会、民政部、財政部、人力資源社会保障部、衛生計生委員会、中国障害者連合会「特殊教育向上計画（2014～2016年）」⁽¹²⁾は現段階の障害者教育政策の力点を表しているとい

写真2-1 ろう学校の授業の様子（北京）



（筆者撮影）

えよう。計画では、「全面的にインクルーシブ教育（全納）を推進し、すべての障害児童の一人ひとりが適切な教育を受けられるようにする」ことが全体目標として打ち出された。そして教育部によると計画には次の3大任務があるとされる⁽¹³⁾。第1に、教育普及水準を向上させること。とくに未入学の障害児童・少年が義務教育を受けられるように手配すること。第2に、教育を提供する条件整備の保証を強化すること。とくに特殊教育学校の正常な稼働と運営水準を向上させること。第3に、教育・授業の質を向上させること。とくに特殊教育学校の教科や教材を改善・確立すること、である。このように中国政府は、インクルーシブ教育を政策の前面に掲げ、就学率の向上をめざしているものの、現段階での資源の配分は特殊教育学校におかれていることがわかる。

2. 法律

障害者教育に関する主要な現行法規は、憲法、教育法、義務教育法、障害者保障法、障害者教育条例である。法令の制定や改正は統一的に行われていないため、法律間、上下間の整合性が必ずしもとれていないことに注意を要する⁽¹⁴⁾。

1982年に制定された現行憲法は、それまでの高齢者、疾病者または労働能力喪失者に対する社会保険、社会救済、医療衛生の提供という一般的な社会保障の規定に加え、初めて障害者について言及し「国家と社会は視覚・聴覚・言語障害その他の身体障害をもつ公民の労働・生活と教育を援助し処置する」(第45条)という明文の規定を設けた。このように障害者に対する教育の問題は障害者の雇用の問題と並んで当初より政策課題のひとつとして認識され、体制が徐々に整えられていくことになった。

1985年に中国共産党中央委員会は「教育体制改革の決定」⁽¹⁵⁾のなかで、9年制の義務教育を実行すると同時に、視覚、聴覚、言語、身体障害および知的障害児童の特殊教育を発展させる努力が必要であるとの方針を打ち出した。この決定で初めて知的障害者に対する特殊教育の必要性が言及され、これまで視覚障害、聴覚言語障害にとどまっていた対象が拡大し、翌1986年に公布された「義務教育法」⁽¹⁶⁾のなかで正式に盛り込まれた⁽¹⁷⁾。2006年の改正により、そのあいだの障害者教育の動きが反映され、条文が若干詳細となった。まず、国の責任として、国务院および県レベル以上の地方人民政府は、合理的に教育資源を配置し、均衡のとれた義務教育の発展を促進するとともに、措置を講じて、障害のある学齢児童・少年が義務教育を受けられるよう保障することが定められた(第6条)。具体的には、県レベル以上の地方人民政府は必要に基づいて特殊教育を実施する相応の学校・学級を設置し、視覚障害、聴覚言語障害および知的障害の学齢児童・少年に義務教育を実施すること。特殊教育学校・学級は、障害児童・少年の学習・リハビリテーション・生活の特性に適した場所と設備を具備しなければならないこと。普通学校は、普通教育を受ける能力を有する障害のある学齢児童・少年を普通学級のなかで学ばせ(随班就読)、かつその者の学習・リハビリテーションのための支援を提供しなければならないことが記された(第19条)。普通教育を受ける能力を有する障害のある学齢児童・少年を普通学級のなかに受け入れて学ぶことを拒絶した場合、当該学校は、県レベルの人民政府教育行政部門から期限を定めた改善命令が出され、状況が深刻な場合は直接の責任者が処分されることになっている(第57条)。

義務教育法は2006年の改正のなかで、本法を憲法および教育法に基づい

て制定するとの文言を加えた。憲法は前述のとおりであるが、「教育法」⁽¹⁸⁾は義務教育法の後、1995年に制定されている。障害者教育については、国家は障害者教育事業を支持・発展させること（第10条）、国家・社会・学校その他の教育機構は、障害者の身心の特性および必要に基づいて教育を行い、かつ、その者のために支援と便宜を提供すること（第38条）を定めるにとどまる。

1986年に「義務教育法」が公布された後、1990年に「障害者保障法」⁽¹⁹⁾が制定され、その法律の内容を実施するため、1994年に「障害者教育条例」⁽²⁰⁾が国務院によって制定されている。障害者保障法は、中国の障害者立法の核として障害者の権利および差別の禁止などの一般規定をおくほか、リハビリテーション、教育、労働・就業、社会保障、バリアフリー環境など分野ごとに章を設けている。同法を実施するために各省・自治区・直轄市などの地方政府は実施規則を制定し、国務院は分野ごとの条例の整備を進めることになっている。障害者保障法は、2006年12月に採択された国連の障害者権利条約の議論にあわせて改正作業が進められ、2008年4月24日に改正された。しかしながら、実施のために1994年に制定された障害者教育条例の改正は草案段階にとどまっており、障害者権利条約の成立などの国際社会の動向、および障害者保障法の改正など国内の立法や政策の変化はいまだ条例には反映されていない。以下、次節では障害者教育にかかわるこれら現行の障害者保障法および障害者教育条例ならびに改正作業中の障害者教育条例草案の詳細について検討する。

第3節 障害者教育の法制度

1. 障害者保障法

1990年に制定された障害者保障法は、障害者権利条約の議論を受けながら2008年に改正され、9章54カ条から9章68カ条となり、若干条文を増やした。第3章として教育について一章をおくが、従前と比較して条文数の増

減はなく、内容的にも大きな修正はない。

憲法に明文の規定がある教育および労働の権利については、1990年の障害者保障法の制定当時から国家が保障する権利として規定されてきた。2008年の改正ではそれに「平等」が加わり、「国家は障害者の平等に教育を受ける権利の享有を保障する」と謳われている（第21条）。各レベルの人民政府は、障害者教育を国家教育事業の構成部分とし、統一的に計画し、指導を強化し、障害者が教育を受けるための条件を作り出さなければならない。

従来、義務教育の実施に重点がおかれていた文言は、「政府、社会、学校は、効果的な措置を講じ、障害児童・少年の就学に実際に存在する困難を解決し、その者が義務教育を修了することを援助しなければならない」と、義務教育修了のための支援に書き改められている。そのために、各レベルの人民政府は、義務教育を受ける障害学生および貧困障害者世帯の学生に対して教科書を無償提供し、かつ、寄宿舎生活費等の費用の補助を支給することなど、具体的な費用の減免についての規定が追加されている。農村貧困世帯の障害学生について雑費および教科書費用の免除ならびに寄宿生の生活費補助を呼びかけていた2004年の国務院の通知⁽²¹⁾を法律に取り込んだ形となっている。障害者教育全般については「障害者教育は、普及と向上を相互に結び付け、普及を重点とする方針とし、義務教育を保障し、職業教育の発展を重視し、積極的に就学前教育を展開し、高校以上の教育を徐々に発展させる」と定めた（第22条）。従来、義務教育も発展させる対象であったが、2008年の改正段階では、義務教育の普及・実施から義務教育の保障・修了へと発展段階が上がってきたことが反映されている（全国人大常委会法制工作委员会行政法室 2008, 68）。

障害者の教育方法については、障害者の心身の特性および必要に基づき、①思想教育、文化教育を行うと同時に、心身補償および職業教育を強化する。②障害種別および受容能力に基づき、普通教育方式または特殊教育方式を採用する。③特殊教育の設置課程、教材、教授法、入学および在校年齢に適度な柔軟性をもたせることができる、と定められた（第23条）。県レベル以上の人民政府が、障害者の人数、分布状況および障害種別等の要素に基づき、障害者教育機構を合理的に設置する（第24条）。

普通教育については、普通教育機構は普通教育を受ける能力を有する障害者に対して教育を行い、かつ、その者の学習のために便宜と援助を提供しなければならないと規定された（第25条）。普通小学校と中学校は学習生活に適應できる障害児童・少年を受け入れなければならない、同様に普通高校、中等職業学校および大学は、国家が規定する合格条件を満たす障害受験生の入学を必ず受け入れ、その者の障害を理由に入学を拒絶してはならないことが明記されている。なお、普通幼児教育機構もその生活に適應できる障害幼児を受け入れるべきことが記されている。

特殊教育については、障害幼児教育機構、普通幼児教育機構附設の障害児童学級、特殊教育機構の就学前学級、障害児童福祉機構、障害児童の家庭は、障害児童に対して就学前教育を実施する（第26条）。中学校以下の特殊教育機構および普通教育機構附設の特殊教育学級は、普通教育を受ける能力を有さない障害児童・少年に対して義務教育を実施する。高校以上の特殊教育機構、普通教育機構附設の特殊教育学級および障害者職業教育機構は、条件を満たす障害者に対して高校以上の文化教育、職業教育を実施する、ことが規定されている。なお、特殊教育を提供する機構は、障害者の学習、リハビリテーションおよび生活特性に適した場所および施設を具備しなければならない。

障害者の受入れ拒否が起きていることは認識されていたものの、2008年の改正ではとくにその点について1990年法を修正していない。ただし、1990年法で普通教育機構は普通教育を受ける能力を有する障害者を受け入れ教育を実施するとのみ定められていた規定が、改正法では障害学生が実質的に教育を受けられるよう「その者の学習のために便宜と援助を提供しなければならない」という文言を新たに加えたことは注目に値する。この部分は、障害者権利条約の影響を受けたと考えられる。

このように2008年の障害者保障法改正では、義務教育の普及・実施から義務教育の保障・修了へと力点が移ったものの、障害者の教育方法については、障害種別および受容能力に基づいた普通教育方式または特殊教育方式が予定されている。普通学校に対しては障害児童の受入れ義務が定められているものの、障害児童には従前のまま「普通教育を受ける能力を有す

る」という条件が課されている。一方で、障害児童を受け入れた普通学校に対しては生徒が実質的に教育を受けられるよう「便宜と援助」の提供を求める規定が追加され、合理的配慮の提供を求める障害者権利条約への接近が試みられている。しかし、これまで受け入れられてきた「普通教育を受ける能力を有する」障害児童は、普通学校が何の配慮も必要としないと判断した比較的軽度の障害児童に限られてきたこともあり、上記の規定が生かされるためには、まずは条約が求めるよう差別なく、均等に教育を受ける機会が保障される必要があるだろう。

2. 障害者教育条例

障害者教育条例は、障害者保障法が定める権利や事業のうち専ら障害者教育に焦点を当てて制定された国務院による政令である。1994年に制定された条例が現行法であり、総則、就学前教育、義務教育、職業教育、普通高校以上の教育および成人教育、教員、物質条件の保障、奨励と処罰、附則の9章52条から構成される。改正作業中の草案は、次項で論じる。

障害者教育は国家教育事業の構成部分であり、障害者教育事業の発展は、普及と向上を結び付け、普及に重点をおく方針をとり、義務教育および職業教育の発展を重視し、積極的に就学前教育を展開し、徐々に高校以上の教育を発展させる（第3条）。障害者教育は、障害者の障害種別および受容能力に基づき、普通教育方式または特殊教育方式を採用し、障害者教育実施における普通教育機構の役割を十分発揮させることが記されている。

障害幼児の就学前教育については、条例では、障害幼児教育機構、普通幼児教育機構、障害児童福利機構、障害児童リハビリテーション機構、普通小学校の就学前学級および障害児童・少年特殊教育学校の就学前学級などの機構を掲げ、障害児童の家庭は障害児童に対して就学前教育を実施しなければならないと規定する。

地方各レベルの人民政府は、障害児童・少年に対する義務教育の実施を、当地の義務教育発展計画に組み入れ、統一的に計画と手配を行わなければならない（第14条）。障害児童・少年の義務教育を受ける入学年齢および年

限は、当地の児童・少年の義務教育を受ける入学年齢および年限と同じであるべきであるが、必要なときは、その者の入学年齢および在校年齢を適度に引き上げることができる（第15条）。県レベル人民政府の教育行政部門および衛生行政部門は学齢障害児童・少年の就学相談を展開し、その障害状況の判定を行い、その者が受ける教育形式に対して意見を提出することになっている（第16条）。学齢の障害児童・少年は、①普通学校の「随班就読」、②普通学校、児童福利機構またはその他機構の附設の障害児童・少年の特殊教育学級、③障害児童・少年の特殊教育学校のいずれかの形式で義務教育を受ける（第17条）。

障害児童・少年に対する特殊教育学校・学級の教育業務は、思想教育、文化教育、労働技能教育と心身補償が結合したものであるべきであり、学生の障害状況および補償程度に基づいて分けて教育し、条件がある学校は個別教育を実施する（第19条）。障害児童・少年の特殊教育学校・学級のカリキュラム、教育大綱および教材は、障害児童・少年の特性に適したものでなければならない（第20条）。

普通学校は、国家の関連規定に基づき普通学級の学習に適応できる学齢の障害児童・少年を募集し、受け入れ、かつ、学習、リハビリテーションの特別ニーズに基づいてその者に援助を提供しなければならない（第21条）。

「随班就読」の障害学生の義務教育は、普通義務教育のカリキュラム、教育大綱および教材を適用することができるが、その者の学習要請に応じて適度に柔軟性をとることができる。なお、義務教育を実施する障害児童・少年の特殊教育学校は、その必要に応じて適当な段階で障害学生に対して労働技能教育、職業教育および職業指導を行わなければならない（第22条）。

普通高校、大学、成人教育機構は、国家が規定する合格基準に符合する障害受験生の募集、入学をさせなければならない、その者の障害を理由に入学を拒絶してはならない（第29条）。区を設置する市以上の地方各レベルの人民政府は、必要に基づいて、高校以上の特殊教育学校・学級を設立し、障害者が受ける教育水準を向上させる（第30条）。

3. 障害者教育条例の改正草案

障害者教育条例は1994年の制定から20年経過したことから改正作業が進行中であり⁽²²⁾、2013年2月25日に国務院から「障害者教育条例（改正草案）」がパブリックコメント募集のために通達で発表された⁽²³⁾。

「通達」で説明された改正の必要性は次のとおりである。第1に、中国共産党第18回全国人民代表大会報告や2010年の「国家中長期教育改革・発展計画綱要（2010～2020年）」など共産党中央および国務院の障害者教育に関する重大な政策決定があったこと。第2に、2008年の「障害者保障法」や2006年の「義務教育法」など上位法の改正があったこと、ならびに2007年に「障害者権利条約」に署名したこと。第3に、障害者教育の実践が直面している新局面、新問題に対応する必要性があること、である。とくに障害者教育の現状認識としては、①教育理念の相対的な立ち後れ、②障害学生の普通学校への入学に困難があること、③特殊教育資源の不足と分布の不均衡、④普通学校での「随班就読」の保障メカニズムが不健全なこと、⑤財政投入の不足、⑥特殊教育教員の人数・質ともにニーズを満たしていないこと、⑦特殊教育教員の待遇と地位が低すぎることなどの問題が顕著であることが明示され、これらの問題に対応するために条例を改正して障害者の教育を受ける権利を改善しなければならないとしている。

障害者教育条例（改正草案）は、総則、普通学校の教育、特殊教育機構の教育、特殊教育教員、保障と監督、法律責任および附則の7章50カ条からなる。最大の特徴は、「通達」の説明で示されたように障害者権利条約を含む国内外の動向を採り入れることを企図していることである。教育に関する条約のキーコンセプトであるインクルーシブ教育（融合教育）という用語は3カ所、合理的配慮（合理便利）は2カ所出現する⁽²⁴⁾。以下、1994年の現行法と対比しながら提案されている草案を検討する。

障害者教育の対象は、視覚障害、聴覚障害、言語障害、知的障害、肢体障害、精神障害および重複障害など各種障害者を含むと定められ（第2条）、法文上これまで視覚、聴覚、知的障害の3障害種別にとどまっていた対象

者を拡大させる方向にある。「通達」の説明では脳性麻痺、自閉症、重複障害などの障害類型に障害者教育は拡大されるとする。

障害者教育の方針は、現行法と同じく、普及と向上を結び付け、普及に重点をおくとする。また、障害者教育は国家教育の方針に従いながら、すべての障害者に目を向け、インクルーシブ教育原則を堅持し、障害の種別および受容能力に基づいて、普通教育方式あるいは特殊教育方式を採用する（第4条）と定める。「通達」は、これはインクルーシブ教育への誘導を強調していると説明する。インクルーシブ教育によって障害学生を全面的に普通学校に受け入れることは障害者権利条約の要求であり、今後の中国における障害者教育の主導的な方向であるべきであるとする。そして、障害者教育はインクルーシブ教育を主とし、障害者を普通教育の外に排除してはならないこと、特殊なニーズがあつて普通学校において教育を提供することが困難な障害者に対してのみ、特殊教育学校において教育を提供することを意味するという。

障害者教育は国務院の教育行政部門が主管し（第6条）、県レベル以上の地方人民政府の教育行政部門は、衛生部門、民政部門、障害者連合会と教育、心理、リハビリ等の専門家を組織して障害者教育指導委員会⁽²⁵⁾を設置する（第7条）ことになっている。そして、幼稚園、学校およびその他の教育機構は法律に従って条件を満たす障害者を受け入れ、かつその者の学習に便宜と援助を提供しなければならないという一般規定を定め（第8条）たのちに、普通学校と特殊教育学校についてそれぞれの章を設けている。

インクルーシブ教育の場となる普通学校について、「通達」は平等に入学し、「拒絶ゼロ」（零拒絶）の理念に基づいて定めたとする。すなわち、地方各レベルの人民政府は普通幼稚園・学校の障害学生受入れ能力を徐々に向上させ、インクルーシブ教育を推し広め、障害者が普通幼稚園・学校に入学して教育を受けることを保障するべきであり、義務教育段階では「随班就読」や特殊学級を設置する形式を採用することができること（第10条）、義務教育への入学はその者の戸籍所在地または居住地に近いところであるべきこと（第13条）、学校は障害を理由に入学を拒絶してはならないこととされる（第14条）。ただし、重度障害や深刻な身心機能障害で専属の介助者

または専門家の援助が必要で普通教育を受容する能力がない障害児童は、障害者教育指導委員会の評価を経ることで、その他の特殊な方式で義務教育を受けることが可能であるとする（第14条）。この条文について「通達」は、学校が障害児童の入学を拒絶できる状況を厳格に限定する趣旨であるとしている。義務教育を実施する学校は障害学生を適切にクラスに組み入れるものとされるが、障害学生が比較的多い、あるいは「随班就読」の整備条件が十分でない場合は、専門の特殊学級を設置できるとされる（第17条）。いずれの場合でも、学校は障害学生が教育および学校が組織する各種活動に平等に参加できるよう条件を整え、かつ、特殊なニーズに適応する教材および補助教材を提供し（第18条）、個別指導教育計画を作成するものとしている（第19条）。

一方で、普通学校の学習に適応することが困難な障害者は、その障害種別および教育を受ける際の特殊なニーズに基づいて、専ら障害学生を受け入れる特殊教育機構で教育を受けることができることが定められている（第22条）。県レベル以上の地方政府は、当該地区の学齢期の障害児童数、障害種別、分布に基づいて、9年一貫制義務教育の特殊教育学校を統一的に計画して設置し、特殊な困難を抱える障害児童が義務教育を修了することを保障しなければならないとする（第23条）。特殊教育学校は、普通学校において教育を受けることに適していない区域内の障害児童に対して、集中して義務教育を実施する職責を負う（第25条）。

以上のとおり、改正草案は障害者権利条約および国際的な動向を意識してインクルーシブ教育を表に掲げようとしている。「融合教育」という用語の使用、普通学校での受入れ推進、居住地近くでの就学などはインクルーシブ教育の方向と合致する。一方で、2008年の改正障害者保障法が抱える問題はそのまま継承され、障害種別および受容能力に基づいた選別を行うこととしている。条文では、普通教育を受容する能力がない障害児童は特殊な方式で義務教育を受けることができ、普通学校の学習に適応することが困難な障害児童のために特殊教育学校が準備されているという構成にはなっているものの、特殊教育学校への就学は必ずしも例外措置となっていない。またこの特殊教育学校は障害者権利条約が認める学業面の発達およ

写真2-2 ろう学校の授業の様子（瀋陽）



（筆者撮影）

び社会性の発達を最大にするための環境（条約第24条3項（b））としてのろう学校や盲学校を必ずしも意味せず、いわゆる分離教育を温存した形となっているといえる。

第4節 障害者権利条約との整合性

1. インクルーシブ教育と「随班就読」

普通学級に障害児童を在籍させ非障害児童と一緒に学ばせる「随班就読」は、農村地域の障害児童の就学問題を解決するためにとられてきた伝統的な教育形態である（趙 2011, 66-68）。「随班就読」という用語での定めはないものの、1990年の障害者保障法のなかで規定され、法律上の位置づけを得た。その後、1994年に教育部は義務教育法と障害者保障法を執行するために「障害児童少年『随班就読』事業を展開することに関する試行規則」⁽²⁶⁾を公布し、具体的な政策措置が定められた。

これによると「随班就読」は中国の障害児童の義務教育を発展・普及さ

せる主要な形式のひとつであると位置づけられている。「随班就読」の利点は、障害児童が居住地の近くで入学でき、障害児童の入学率を向上させ、障害児童と健常児童が相互に理解し、助け合うことができることであると記されている。1994年の本規則の段階での「随班就読」の対象となる障害児童は、主として、全盲および弱視を含む視覚障害、ろうおよび重度難聴を含む聴覚言語障害、軽度または中度を含む知的障害を有する生徒であった。普通学校は、法律に基づいて、当該学校の管轄区内に居住する学習能力のある障害児童の受入れを拒否してはならず、「随班就読」のひとつの学級に属する障害児童はひとりからふたりが最適であり、多くても3人を超えてはならないことが定められている。

このように中国の障害児童の入学率向上は「随班就読」政策の実施に密接に関係するとされ、「随班就読」は教育予算が少ない状況のなかで障害児童の就学ニーズを満たすことのできる中国の国情に合った方法であるとも評価されている（尚 2013, 103-104）。中国の「随班就読」は、伝統的な障害者教育の形態が、のちにインテグレーション（統合教育）など国際的な教育理念も受け入れながら推進されてきたものであるが（趙 2011, 66-68）、欧米では分離された特殊学校から普通学校に統合されることが一般的であるのに対して、中国の「随班就読」は未就学の障害児童が就学機会を得ることを目的として地域の普通学校に入学していったといえる（呉 2004, 91）。

国際的な教育理念と障害者権利条約に合わせ中国は「随班就読」はインクルーシブ教育（融合教育）の一形態であると主張するようになった（北京市教育委員会・北京市特殊教育中心 2013, 6）。しかし、「随班就読」はなお障害児童に義務教育を提供することを主眼としており、いくつもの問題を抱える。そのひとつは対象となる障害児童に限られてきたことである。「随班就読」の対象生徒は、主として、視覚障害、聴覚障害および軽度の知的障害児童・少年であり、学校は脳性麻痺、自閉症、中度・重度の知的障害、重度の肢体障害児童・少年の受入れをせず、障害種別による区別と同じ障害種別であっても「普通教育を受ける能力のある」学齢期の障害児童少年という基準によって分けられている（尚 2013, 103）。

また、インクルーシブ教育が求めているような障害児童のニーズに合致

した学習環境の整備は考えられておらず、物理的に障害児童を普通学校に入れることが優先されてきた。その結果、障害児童を非障害児童のなかに入れることのみが重視され、主として障害児童個人が学級に適應することを求められた。こうして政府は「随班就讀」を推進する一方、実態として障害児童が教室の後ろに座らされ、ほかの生徒の邪魔にならないように扱われるのみで、教育的な支援は一切ないことも少なくなく、いわゆるダンピング⁽²⁷⁾状態にあるとされる（七田・呂・高橋 2005, 251）。

2. 差別の禁止

障害者権利条約は、障害者が差別なしに、かつ、機会の均等を基礎として教育の権利を享受し、それを實現するために他の者との平等を基礎として、生活する地域社会においてインクルーシブで質の高い無償の初等教育および中等教育にアクセスできるよう締約国に求めている（第24条）。2008年の改正障害者保障法も障害に基づく差別を禁止する一般規定のほかに、国家は障害者の平等に教育を受ける権利を享受することを保障すべきことを定める章をおく。インクルーシブ教育が行われるであろう普通学校については、普通教育を受ける能力を有する障害者に対して教育を行い、普通小学校と普通中学校は学習生活に適應できる障害児童・少年を受け入れなければならない、同様に普通高校、中等職業学校および大学は国家が規定する合格条件を満たす障害受験生の入学を必ず受け入れ、障害を理由に入学を拒絶してはならないことが明記されている（第25条）。

一見すると、障害者保障法の規定は障害者権利条約に合致しているように思えるが、国連に提出された障害当事者団体からのシャドーレポートも指摘するように法文自体に矛盾が存在する⁽²⁸⁾。すなわち、障害者保障法が普通学校等に受入れを求める「普通教育を受ける能力を有」し、かつ「学習生活に適應できる障害児童・少年」の定めは、問題の所在を障害児童・少年個人におき、障害の社会モデルへのパラダイム転換を求める権利条約とは立ち位置を異にする。また、条約は教育において機会の均等と他の者との平等を求めているが、障害者保障法は、障害児童・少年の教育を受け

る「能力」と学習生活の「適応力」を基準に選別する。その結果、普通学校への受入れが義務化され、インクルーシブ教育を享受できるのは、次の北京の事例のように軽度の障害児童・少年のみとなっている。

北京市は2008年の改正障害者保障法および1994年「障害児童少年『随班就読』事業を展開することに関する試行規則」をふまえながら、2013年の「随班就読」事業の強化に関する通達⁽²⁹⁾のなかで「北京市障害児童少年『随班就読』事業管理規則（試行）」⁽³⁰⁾および「各種障害類別『随班就読』具体基準」⁽³¹⁾を公布した。通達では、障害児童・少年の教育事業の重点は義務教育にあり、「随班就読」は障害児童・少年が義務教育を受ける主要な形式であるとされた。そして、「随班就読」の対象者は上記「基準」で判定され、区・県の特設教育センターが「随班就読」対象者と決定した生徒は、近くの学校に入学し、普通学校は法律に従って障害児童・少年を受け入れ、かつその者の能力および障害状況に基づいて適切な教育的配慮を提供しなければならないと定めている。「随班就読」の生徒の学籍は受け入れた普通学校にあり、学校および区・県の教育行政部門はその生徒が9年の義務教育を修了することを保障しなければならないとしている。

さて、上記「規則」は「随班就読」の対象者を、「普通教育を受ける能力のある、視覚障害、聴覚障害、言語障害、肢体障害、知的障害、精神障害、重複障害の児童・少年を指し、脳性麻痺、自閉症およびその他類別の障害児童・少年を含む」と定めている。教育場面で従来から記されていた視覚、聴覚、知的障害の3障害類型よりは対象者が格段に広がったものの、「規則」は「随班就読」教育の対象は一般には各障害種別のうち軽度の障害児童・少年であることを明示的に規定する。具体的な受入れ基準は機能障害のレベルで判定され、「基準」では、視覚障害（視力0.1～0.3）、聴覚障害（聴力損失41～60dB HL）、言語障害（発音明瞭度46～65パーセント）、肢体障害（基本的にひとりで日常生活ができ、下記状況のひとつを有する。たとえば、片方の膝下欠損、片手の親指欠損、低身長症など）、知的障害（DQ：55～75、IQ：50～69、WHO-DAS II：52～95）、精神障害（生活は基本的に自分で処理できるが、一般と比較すると差がある、WHO-DAS II：52～95など）となっており、いずれも障害基準で4級とされる軽度の機能障害を有する者となっている。

このように経済が発展し、障害者教育についても先進的であるといわれる北京市においても、「随班就読」の形で普通学校において学ぶことのできる障害者は、機能障害を基準として軽度の範疇に入る障害児童・少年に限られることが法令に定められているのである。これは明らかに権利条約がめざす差別なしに生活する地域社会においてインクルーシブ教育を受けるという方向性とは異なり、障害者に対する差別となる法律等の修正・廃止を求める締約国の一般的義務にも反する。

同様な条約違反の例として障害当事者団体は大学入試（高考）における差別も問題ありとして提起している。前述のように2008年の障害者保障法は、大学は国家が規定する合格条件を満たす障害受験生の入学を受け入れ、障害を理由に入学を拒絶してはならないことを定める（第25条）。また、同法はバリアフリー環境のひとつとして、国家が実施する各種進学試験において視覚障害者が参加する場合は点字または電子式の問題用紙を提供するか専門の係員が援助することも定める（第54条）しかし、2011年に起こった視覚障害者の大学受験拒否事件はマスコミを賑わせ、障害を理由として受験そのものが拒絶されている現状を知らしめることになり、改正作業中にあった障害者教育条例草案のなかに新たな条文を加える契機となった⁽³²⁾。こうした経緯があったにもかかわらず、2014年には再び点字の問題用紙の準備がないことを理由に視覚障害者が全国統一大学入試の受験申込みを拒否されるという事件があり、障害当事者団体はこれを教育に関する目下の重大問題のひとつとして扱っている。

こうしたことが起こる土壌のひとつにはシャドーレポートでもとりあげられた2003年の教育部、衛生部、中国障害者連合会による「普通高等教育機関募集身体検査業務指導意見」⁽³³⁾の存在がある。本「意見」は疾病や機能障害の有無を基準として、受験できる大学や専攻を細かく定めたものであり、あらゆる段階でのインクルーシブ教育を求める権利条約に抵触すると批判されている（傳 2013, 60）。医師による身体検査の結果、受験希望者は普通高等教育機関の各専攻に適する者、一部の専攻に適さない者、普通高等教育機関のすべての専攻に適さない者の3つに分類される。たとえば、学校は重度の心臓病、心筋症、高血圧症の者は採用しないことができる。

また、軽度の色覚異常がある者について、医学・薬学の各専攻、特殊教育の各専攻などは採用しないことができ、片耳全ろうなどの一部聴覚障害は法学の各専攻、外国語文学の各専攻などには入学できないと定められている。これは差別を禁止する権利条約の一般原則のほか、障害者が差別なしにかつ他の者との平等を基礎として一般の高等教育にアクセスできるよう求める教育に関する第24条に抵触し、障害者に対する差別となる法律等の修正・廃止を求める締約国の一般的義務にも反しているといえよう。障害者教育条例の改正草案において障害者は入学試験で特殊な方式が必要な場合は申請することができ、試験機関や学校は障害種別や受験する専攻の要求に従って合理的配慮および必要な援助を提供するという案が提出されているが（第40条）、教育におけるいわゆる欠格条項を廃止しないかぎり、機会の均等は保障され得ないであろう。

おわりに

中国は、上記のとおり国際的な動向や障害者権利条約との整合性を意識して政策や法律のなかでインクルーシブ教育に取り組む姿勢を示そうとしている。そのままの形で成立するか否かは不透明であるものの、公表された障害者教育条例の改正草案においてその傾向は顕著である。しかし、中国はこれまで普通学校で進めてきた「随班就読」こそインクルーシブ教育の一形態であると主張しており、十分にその理念や条約の内容をふまえようとしているのか疑問が残る。

障害者の教育の権利実現として、なお中国の最大の課題となっているのは就学率の向上であることは間違いなく、さまざまな方法が模索されることは然るべきであるものの、それらは障害者権利条約が求めるインクルーシブ教育の原則を中心に構成されるべきである。しかし、中国の立法は障害種別および受容能力に基づく選別を明言しており、障害者が差別なしに、かつ、機会の均等を基礎として教育の権利を享受できることを前提とする条約に違背する。国連の障害者権利委員会が、特定の障害児童以外は普通

学校に通うことができず特殊学校への就学を強制されていると憂慮を示した点である。委員会はまた特殊教育に偏っている資源の配分を普通学校でのインクルーシブ教育に傾けるよう勧告しているが、教育省下の専門家も「随班就読」を実施する普通学校は政府の予算措置等を必要としていることを訴えている（彭等 2013, 191）。もちろん特殊教育学校は重度障害児童の就学や普通学校の障害児童や教員に対する支援に重要な役割を担い得るのであり、全国にあまねく配置することの意義は大きい。障害者権利条約と矛盾しないためには、普通学校でのインクルーシブ教育に原則をおき、それを担保するための法律の改正や財政の裏づけが期待される。

〔注〕

- (1) Concluding observations on the initial report of China, adopted by the Committee at its eighth session (17-28 September 2012), CRPD/C/CHN/CO/1 (15 October 2012).
- (2) 江沢民「全面建設小康社会，開創中国特色社会主义事業新局面」（いくらかゆとりのある社会を全面的に築き上げ、中国の特色のある社会主义事業の新局面を切り開こう）、（中国共産党第16回全国代表大会報告，2002年11月14日採択）。
- (3) 正式には「全国残疾人小康進程監測指標体系」（全国の障害者のいくらかゆとりのあるプロセスの観測指標体系）。
- (4) 近年従来の視覚障害者、聴覚障害者の特殊教育学校が機構改革によって単一の障害種別の学校から多種の障害学生を対象とする学校への転換が図られている。さらに、新しく建てられる特殊教育学校は総合的な特殊教育学校を主とし、すでに半分を占める（彭等 2013, 57-58）。
- (5) 数値についてはふたつ存在する。中国障害者連合会の統計では、2010年の義務教育を担う特殊教育学校数は1705校とされ、うち盲学校40校、ろう学校651校、知的障害学校400校、その他614校、特殊学級2775学級となっており（中国残疾人联合会 2011, 95）、同年の教育部の統計と異なっている。なお、中国障害者連合会は2011年以降、学校数の表を事業統計から外し公表していない。
- (6) 「国家教委，国家計委，民政部，財政部，人事部，労働部，衛生部，中国残疾人联合会關於發展特殊教育的若干意見」（「國務院辦公厅轉發国家教育等部門關於發展特殊教育若干意見的通知」1989年5月4日公布）。
- (7) 教育部，国家計委，民政部，財政部，人事部，労働保障部，衛生部，稅務総局，中国殘聯「關於“十五”期間進一步推進特殊教育改革和發展的意見（2001年10月19日）」（「國務院辦公厅轉發教育部門關於“十五”期間進一步推進特殊教育改革和發展意見的通知」国辦發〔2001〕92号，2001年11月27日）。
- (8) 教育部，發展改革委，民政部，財政部，人力資源社会保障部，衛生部，中央編辦，中国殘聯「關於進一步加快特殊教育事業發展的意見」（「國務院辦公厅轉發教育部等

部門關於進一步加快特殊教育事業發展意見的通知」国辦發〔2009〕41号，2009年5月7日）。

- (9) 「国家中長期教育改革和發展規劃綱要（2010～2020年）」2010年7月29日。
- (10) 2008年の障害者保障法改正において中国は障害の医学モデルから社会モデルへの転換を果たさなかったことは明らかであり（小林 2010b），本綱要も障害学生の総合的な資質向上に関連して「潜在能力開発とインペアメント補完を重視し，障害学生が積極的に人生に向かい合い，全面的に社会に溶け込む意識および自尊・自信・自立・自強の精神を育成する」ことを謳う。
- (11) 「中国残疾人事業“十二五”發展綱要」（「國務院關於批轉中国残疾人事業“十二五”發展綱要的通知」2011年5月16日）。
- (12) 「國務院辦公厅關於轉發教育部等部門特殊教育提昇計劃（2014～2016年）的通知」（国辦〔2014〕1号）2014年1月8日。
- (13) 「教育部有關負責人就《特殊教育提昇計劃（2014-2016年）》答記者問（http://www.cdpf.org.cn/zxxx/content/2014-01/21/content_30454630.htm 2014年2月1日アクセス）。
- (14) 法の段階的には，憲法が最上位にあり，法律（全国人民代表大会），行政法規（國務院），地方性法規（地方人大），規則（政府部門，地方政府）と続く。全人大が制定する法律は「法」と称し，それ以外には「条例」「規定」「辦法」等が使われる。日本の政令に相当する行政法規としての「条例」は國務院のみが制定できる。「意見」は上級機関から下級に出される指導性の強い文書のことである。
- (15) 「中共中央關於教育体制改革的決定」（1985年5月27日公布）。
- (16) 1986年4月12日採択・公布，1986年7月1日施行。その後，2006年6月29日改正・公布，2006年9月1日施行。
- (17) 第9条「地方各レベルの人民政府が，視覚，聴覚，言語障害および知的障害の児童・少年のために特殊教育学校・学級を設置する」。
- (18) 1995年3月18日採択・公布，1995年9月1日施行。
- (19) 「残疾人保障法」1990年12月28日採択・公布，1991年5月15日施行。その後，2008年4月24日改正・公布，2008年7月1日施行。
- (20) 「残疾人教育条例」1994年8月23日國務院公布・施行。
- (21) 「國務院辦公厅關於轉發民政部等部門關於進一步加強扶助貧困殘疾人工作意見的通知」（国辦發〔2004〕76号）。なお，2006年の教育法の改正によって学費に加えて雑費も徴収されないことになった。
- (22) 改正作業開始にあたっての背景としては，①障害者保障法の改正，義務教育法の改正，障害者権利条約の批准などの法的環境の変化，②中国共産党中央委員会および國務院による「障害事業發展促進に関する意見」における障害者教育の重視など障害者教育の地位と重要度の変化，③無償義務教育の基本的な普及，インクルーシブ教育（全納教育，包容性教育）の理念の出現など，障害者教育の發展環境と理念の変化が挙げられていた。改正の要点は9カ所あるとされ，最初に挙げられていたのが，インクルーシブ教育（全納教育）を障害者教育の基本形式および重要原則とすること，障害者教育の平等原則をさらに強調すること，法律の内容に十分にインクルーシブ教育（融入教育）の要請を体现すること，障害者教育の形式による区分

を薄め、普通学校の「随班就読」を障害者が教育を受ける主要かつ優先的な方式とし、法律上、経済が発達し条件のある地区が率先して完全なインクルーシブ教育（融合教育）を実現することを奨励することである。これに引き続き、障害児童の「随班就読」の改善方法および保障システムを確立することが、インクルーシブ教育を実施するうえでの鍵となる課題であること、障害児童の「随班就読」の法定基準と手続きを確立し、「随班就読」のニーズを満足させるために、普通学校に対して教育資源、教員配置、教員養成等の必要な援助を提供すべきことなどが言及されている（「修訂残疾人教育条例已列入国务院立法计划教育部正在組織起草修訂草案」『法制日報』2010年10月16日、http://www.legaldaily.com.cn/bm/content/2010-10/16/content_2318446.htm?node=20730 2014年2月1日アクセス）。

- (23) 「国务院法制辦公室關於《残疾人教育条例（修訂草案）》（送審稿）公開徵求意見的通知」2013年2月25日、（<http://www.chinalaw.gov.cn/article/cazjgg/201302/20130200384148.shtml> 2014年2月1日アクセス）。
- (24) インクルーシブ教育については、①国家の教育方針を徹底し、すべての障害者を考慮して、インクルーシブ教育の原則を堅持し、障害種別および受容能力に基づいて、普通教育方式あるいは特殊教育方式を採用する（第4条）、②地方各レベルの人民政府は普通幼稚園・学校の障害学生受入れ能力を徐々に向上させ、インクルーシブ教育を推し広め、障害者が普通幼稚園・学校に入学して教育を受けることを保障するべきである（第10条）、③障害児童を受け入れる普通幼稚園はインクルーシブ教育を実施し、就学する障害児童のために適切な教育とリハビリ訓練を提供するべきである（第12条）ことが規定されている。
- 合理的配慮については、①政府、学校、社会、家庭は、障害者が教育を受ける権利を実現するために必要な条件および合理的配慮を提供すべきである（第3条）、②教育考查機構と学校は障害種別と受験の専門的要求に基づいて合理的配慮や必要な援助を提供するべきである（第40条）という文脈で登場する。
- (25) 委員会は、区域内の適齢期の障害児童の身体状況と教育受容能力の評価、就学相談などを行い、入学意見書、指導意見を提出する。
- (26) 「關於開展残疾兒童少年随班就讀工作的試行辦法」（教基〔1994〕6号）1994年7月21日。
- (27) ダンピング（dumping: 投げ込み）とは、障害児童のニーズにあわせた支援や教育的対応がないまま、障害児童が単に普通学校・学級に入れられることを意味する。
- (28) 亦能亦行身心障碍研究所「对中国实施《残疾人权利公约》的观察」。一加一報告「联合国《残疾人权利公约》中国实施情况」（2012年3月）One Plus One Report “Implementation in China of the United Nations Convention on the Rights of Persons with Disabilities,” March 2012.
- (29) 北京市教育委員会、北京市人民政府教育監導室、北京市残疾人聯合会「關於進一步加強随班就讀工作的意見」（京教基二〔2013〕1号）。
- (30) 「北京市残疾兒童少年随班就讀工作管理辦法」（試行）。
- (31) 「各類残疾類別随班就讀具体標準」。
- (32) 視覚障害者の生徒が北京市の高等教育試験機関から希望する専攻の受験について障害を理由に拒否された事件。事件をきっかけに、障害者が参加する国家の各種試

験を実施する機関はその者のために手配をしなければならないという条文が追加されたことを教育部法制辦公室副主任が明らかにしている。

- (33) 「教育部・衛生部・中国残疾人联合会關於印发《普通高等学校招生体检工作指導意見》的通知」(教学〔2003〕3号)2003年3月3日。

〔参考文献〕

<日本語文献>

- 吳秋紅 2004. 「中国の障害児教育研究の分析—『随班就讀』に関する論文を軸に—」『立命館産業社会論集』40(1) 6月 89-109.
- 小林昌之 2000. 「中国障害者保障法の形成と発展」『手話コミュニケーション研究』(37) 9月 33-39.
- 2010a. 「中国の障害者の生計—政府主導による全国的障害調査の分析」森壮也編『途上国障害者の貧困削減—かれらはどう生計を営んでいるのか』岩波書店 33-57.
- 2010b. 「中国の障害者と法—法的権利確立に向けて」小林昌之編『アジア諸国の障害者法—法的権利の確立と課題』アジア経済研究所 65-92.
- 七田怜・呂曉彤・高橋智 2005. 「中国における障害児の『随班就讀』の実態と課題—北京市の随班就讀推進モデル小学校調査をとおして—」『東京学芸大学紀要』第1部門, 教育学, 56 3月 243-268.
- 趙京玉 2011. 「中国の『随班就讀』の概念をめぐる論争—陳雲英を中心に—」『幼年教育研究年報』33 12月 65-71.

<中国語文献>

- 北京市教育委員会・北京市特殊教育中心編 2013. 『随班就讀教師基礎知識与技能』北京: 知識産権出版社.
- 傅高山 2013. 「從《残疾人教育条例》修訂看現實問題」『有人』総第1期 60.
- 教育部發展規劃司組編 各年版. 『中国教育統計年鑑』人民教育出版社.
- 彭霞光等 2013. 『中国特殊教育發展報告2012』北京: 教育科学出版社.
- 尚曉媛 2013. 『中国残疾兒童家庭經驗研究』北京: 社会科学文献出版社.
- 全国人大常委會法制工作委員會行政法室編 2008. 『中華人民共和國残疾人保障法解讀』中国法制出版社.
- 中国残疾人联合会編 2011. 『中国残疾人事業統計年鑑2011』北京: 中国統計出版社.
- 中国残疾人联合会研究室・北京大学人口研究所・国家統計局統計科学研究所 2013. 「2012年度全国残疾人狀況及小康進程監測報告」(<http://www.cdpf.org.cn/ggtz/attache/site281/20130709/0024e83970401345ab3501.rar> 2014年2月1日アクセス).